

わたしたちの「介護保険」 vol.3

自分に必要なサービスを正しく上手に使いましょう。

今月号では、介護保険サービスについて、ご紹介します。

要支援、要介護認定を受けて、要支援1・2、要介護1～5になった方は、介護保険サービスを利用することができます。

在宅サービスを利用する場合は、担当のケアマネと相談してケアプラン（サービス利用計画表）を作成します。（自己作成することもできます。）

地域密着型サービス・施設サービスは、各施設に応じたサービスを受けることができます。

要支援1・2の方が利用できるサービス（介護予防サービスの種類）

自宅で利用するサービス

- 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
自分で調理や掃除、洗濯、入浴などを行うことが困難な場合にホームヘルパーが訪問して、お手伝いをします。できることは、できるだけ本人が行なうことを基本にサービスが提供されます。
- 介護予防訪問リハビリテーション
自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などのリハビリの専門職が訪問して、短期集中的なリハビリテーションを行います。
- 介護予防訪問看護
疾病などを抱えている方について、看護師などが訪問して介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。

地域密着型サービス

- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の方が少人数で共同生活をしながら、介護予防を目的とした入浴、食事等の介護や機能訓練などを受けます。要支援1の方は利用できません。

施設に通ったり、宿泊しながら利用するサービス

- 介護予防通所介護（デイサービス）
デイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした食事や入浴の介護、レクリエーションなどを行い日常生活を支援します。
なお、食費は自己負担となります。
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
一時的に自宅でのサービス利用ができない場合に短期間、施設などに入所して、入浴、食事等の支援を行います。

生活環境を整えるサービス

- 介護予防福祉用具貸与
手すりやスロープ、杖、歩行器などの福祉用具を一定期間借りられます。
- 特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）
浴槽用手すり、入浴用いす、ポータブルトイレなどを指定事業所から購入した場合、購入費の9割が支給されます。年間10万円が上限です。
- 介護予防住宅改修費の支給
手すりの取り付けや、段差の解消、洋式便器への便器取替えなどの小規模な住宅改修をした場合、住んでいる住宅等につき、20万円（保険給付は18万円）を上限に工事費用を支給します。
事前に申請し、市町村が改修を認めた場合に限り支給されます。

平成22年10月1日
国勢調査を
実施します

●国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

●平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となつて実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

●調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●9月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。

●記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をして、改めてお伺いする調査員に提出してください。なお、調査員は封をしたまま町へ提出いたしますが、町に郵送で提出することもできます。

要介護1～5の方が利用できるサービス（介護サービスの種類）

自宅を利用するサービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが訪問して、食事、排せつ、入浴の際の身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助を行います。
- 訪問リハビリテーション
自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などのリハビリの専門職が訪問して、リハビリテーションを行います。
- 訪問看護
疾病などを抱えている方について、看護師などが訪問して、病状の観察や床ずれの手当などを行います。

施設に通ったり、宿泊しながら利用するサービス

- 通所介護（デイサービス）
日帰りで、デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴の提供、レクリエーションなどを行います。
なお、食費は自己負担となります。
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
一時的に自宅でのサービス利用ができない場合に短期間、施設などに入所して、入浴、食事等の介護を行います。

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の方が少人数で共同生活をしながら、介護を目的とした入浴、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

生活環境を整えるサービス

- 福祉用具貸与
車いす、特殊寝台、認知症老人徘徊探知機器などの福祉用具を一定期間借りられます。
- 特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）
浴槽用手すり、入浴用いす、ポータブルトイレなどを指定事業所から購入した場合、購入費の9割が支給されます。年間10万円が上限です。
- 住宅改修費の支給
手すりの取り付けや、段差の解消、洋式便器への便器取替えなどの小規模な住宅改修をした場合、住んでいる住宅等につき、20万円（保険給付は18万円）を上限に工事費用を支給します。
事前に申請し、市町村が改修を認めた場合に限り支給されます。

施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介護などを受けます。日常生活全般で介護が必要な方が対象です。
- 介護療養型医療施設（療養病床など）
病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けます。長期間医療ケアが必要な方が対象です。
- 介護老人保健施設
病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする方が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けます。自宅に戻るためにリハビリを受けたい方が対象です。

これまで3回に分けて介護サービス制度についてご紹介してきましたが、皆さんはこの制度についてご理解いただけましたか？

介護保険サービスは、原則1割の利用者負担があり、利用上限額が決まっています。

もう一度、本当に必要なサービスかどうか、ご確認のうえ、いつまでも自分らしい生活を送れるように介護保険制度を上手にご活用ください。

- 問い合わせ先
役場本庁保健福祉課
☎0137・84・5111
大成総合支所地域町民課
☎01398・4・5511
瀬棚総合支所地域町民課
☎0137・87・3311



あなたの調査票から日本の未来が見えてきます

10月1日、国勢調査を実施します！



平成22年10月1日

総務省統計局

国勢調査広報サイト
「国勢調査e-ガイド」
<http://www.stst.go.jp/data/kokusei/2010/kounou/index.htm>

●問い合わせ先
政策調整課広報統計係
☎0137・84・5111

●個人情報保護のため、調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関する目的以外に使用することはありません。
●国勢調査をよそおった不審な電話などにご注意ください。